

～中国浙江省おすすめ三都市巡り～

添乗員同行
デラックスホテル利用

烏鎮・紹興・杭州4泊5日の旅

烏鎮

〈ツアーの魅力〉

- 江南地方の最も美しい古鎮の1つ“烏鎮(ウチン)”
- 多くの芸術家を魅了してきた世界遺産“西湖”
- 中国の生きる国宝“パンダ”とご対面♪
- “臥薪嘗胆”の舞台・中国醸造酒の都“紹興”
- 烏鎮・紹興・杭州はデラックスホテル宿泊
- 中国語が話せる添乗員同行で安心！

紹興酒



杭州動物園のパンダ

西湖



旅行期間:2026年1月27日(火)～31日(土)
旅行代金:198,000円(2名1室利用)

☆別途必要な金額
燃油サーチャージ:15,400円
空港税等:4,500円
1人部屋差額:40,000円 ※希望者のみ

- ▶利用予定航空会社:MU:中国東方航空
- ▶利用空港:広島空港発着
- ▶食事:朝食:4回、昼食:3回、夕食:4回
- ▶最小催行人数:6名様
- ▶添乗員:日本から同行いたします
- ▶必要なパスポート残存期間:中国入国日から6か月以上

- ▶ご利用予定ホテル(*はバスタブなし)
〈烏鎮〉烏鎮枕水リゾートホテル *
〈紹興〉紹興飯店
〈杭州〉シャングリラ杭州
〈上海〉浦東空港大衆賓館南楼 *
▶申込締切:12月24日(水)



日付

行程

お食事

2026年
1月27日(火)

<13:40>広島空港 → <14:55>上海浦東空港→バスで烏鎮へ移動(2時間)→<19:00>烏鎮到着
夕食後、遊覧船で【烏鎮西柵エリア】夜景鑑賞(60分)

夕

1月28日(水)

【烏鎮西柵エリア】散策(90分)→紹興へ移動(2時間)→昼食(紹興名物豆腐料理など)
故事「臥薪嘗胆」の舞台【越王台】→「書聖」王羲之ゆかりの地【蘭亭】→夕食(咸亨酒店で酔蟹など紹興料理)

朝 昼 夕

1月29日(木)

お酒好きの方必見! 【中国黄酒(紹興酒)博物館】 【黄酒小鎮】(120分)→昼食→杭州へ移動(1.5時間)
古い町並みの繁華街【河坊街】散策→文人墨客に愛された風景【世界遺産/西湖】遊覧船で見学(60分)
夕食(名物こじき鶏や東坡肉など杭州料理)

朝 昼 夕

1月30日(金)

中国といえばパンダ! 【杭州動物園パンダ館】→西湖を一望できる【雷峰塔(エレベーター有)】→昼食
中国銘茶「龍井茶」の故郷【龍井村】で中国茶体験→上海へ移動(3時間)→空港内ホテルにチェックイン

朝 昼 夕

1月31日(土)

<09:25>上海浦東空港 → <12:40>広島空港

朝

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所の責任者です。本契約に関し、担当者の説明にご不明な点があれば、下記の管理者にお尋ねください。



《旅行企画・実施》 第一交通産業グループ DAIICHI
観光庁長官登録旅行業第1201号
(社)日本旅行業協会正会員
株式会社西日本日中旅行社広島支店
WEST JAPAN-CHINA TRAVEL HIROSHIMA OFFICE

〒730-0051
広島県広島市中区大手町1-1-20
ニュー大手町ビル9F
☎: 082-242-4339
✉: hij@nnr-fuk.co.jp
総合旅行業務取扱管理者: 佐田尾頭



ネット申込み

海外募集型企画旅行条件書（抜粋）

詳しい旅行条件を記載した書面をお渡しいたします。事前にご確認の上、お申込みください。お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 海外募集型企画旅行契約

(1) この旅行は株式会社西日本日中旅行社（以下「当社」といいます）が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と海外募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 当社のお客様が当社の定める旅行日程に従い、運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けられるよう手配し、旅程を管理します。

(3) 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行契約のお申込み・予約

(1) 当社および受託販売店（以下「当社ら」といいます）は来店、電話、FAX、インターネット等にて申込み・予約を承ります。

(2) 団体申込みの場合、代表者は構成者全員の契約に関する代理権を有するものとみなし、名簿の提出をお願いします。

(3) 申込書提出と申込金お支払いを以てお申し込みいただきます。電話等での予約は仮予約であり、原則3日以内に申込書と申込金が必要です。

(4) 期日までに申込金のお支払いがない場合は予約を取消することがあります。

旅行代金	申込金
30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

3. 契約成立時期

当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時点で成立します。郵便、FAX、インターネット申込も同様です。

4. 旅行代金のお支払い

旅行開始日の前日から起算して21日前（基準日）より前にお支払いください。基準日以降の申込みは指定期日までにお支払いください。

5. 表示代金に含まれるもの

旅行日程に表示された航空運賃、宿泊費、食事代、送迎・観光料金、添乗員費用等。詳細はパンフレットに明示します。

6. 表示代金に含まれないもの

前5項以外のものは含まれません。その一部を例示します。旅券・査証取得費、国内交通費、超過手荷物料金、個人的諸費用、オプションツアー代、空港諸税・燃油サーチャージ（旅行代金に含まれない旨記載がある場合）など。

7. 旅行契約の解除・払戻し

お客様は第4項により旅行契約が成立した後に以下の〈表1〉で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお表でいう「旅行契約の解除期日」とはお客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。（お申出日より取消料に差が生じることもありますので、当社の営業日、営業時間、連絡先等はおお客様自身でも申込時点に必ずご確認ください）

〈表1〉日本出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約及びランドオンリーに係る取消料表（貸切航空機を適用するコースを除く）

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注 ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日及び7月20日から8月31日までをいいます。

8. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った場合、当社は前(1)の場合を除きお客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。

9. 特別補償

(1) 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

10. 旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に一定の率を乗じた変更保証金を支払います。

11. 個人情報の取扱

当社は申込時に取得した個人情報を連絡や手配に必要な範囲、保険会社・運送機関等への提供や旅行保険案内等に利用します。